

令和 2 年 8 月

砺波広域圏事務組合議会

定例会会議録

砺波広域圏事務組合議会

本定例会に付議された議案等の件名

- 議案第 9 号 令和 2 年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 10 号 令和 2 年度ケーブルテレビ施設整備事業に要する経費の分担基準について
- 議案第 11 号 砺波広域圏事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 13 号 砺波広域圏事務組合有線テレビジョン放送施設条例の一部改正について
- 議案第 14 号 令和元年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 報告第 2 号 令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 認定第 1 号 令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和元年度砺波広域圏事務組合水道事業会計決算認定について

令和2年8月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録目次

★ 8月19日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
開議及び閉議の日時	1
出・欠席議員の氏名	1
説明のため議場に出席した者の職・氏名	2
職務のため議場に出席した事務局職員	2
開会の宣告	2
報告事項(例月出納検査及び資金不足比率の審査報告)	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第9号から議案14号まで、並びに報告第2号から報告第3号まで、及び認定第1号から認定第2号まで	4
提案理由の説明 夏野管理者	4
令和元年度決算の審査結果の報告	9
上程全議案に対する質疑	13
総務常任委員会付託	13
総務常任委員長報告	14
質疑・討論	15
採決(議案第9号から10号及び議案第14号)	16
採決(議案第11号から13号)	16
採決(報告第2号から報告第3号)	17
採決(認定第1号及び認定第2号)	17
閉会中の継続審査	18
閉会のあいさつ	18
閉会の宣告	19

令和2年8月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第9号から議案第14号まで、令和2年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第1号）外5件、並びに報告第2号から報告第3号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について外1件、及び認定第1号から認定第2号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件について（提案理由説明、監査委員の報告）

日程第4 一般質問、質疑、委員会付託について

日程第5 議案第9号から議案第14号まで、令和2年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第1号）外5件、並びに報告第2号から報告第3号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について外1件、及び認定第1号から認定第2号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件について（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第6 閉会中の継続審査について

1 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

1 開議及び閉議の日時

令和2年8月19日 午後3時34分

令和2年8月19日 午後4時35分

1 出席議員（12名）

1 番 山本 善郎 2 番 島崎 清孝 3 番 川岸 勇
4 番 長井久美子 5 番 榑 祐人 6 番 蓮沼 晃一
7 番 今藤 久之 8 番 向川 静孝 9 番 山田 勉
10 番 稲垣 修 11 番 片岸 博 12 番 山森 文夫

1 欠席議員 なし

1 説明のため議場に出席した者の職、氏名

管 理 者	夏野 修	副 管 理 者	田中 幹夫
監 査 委 員	山崎 昭夫	会 計 管 理 者	南 佳子
事 務 局 長	平木 宏和	水 道 事 業 所 長	梅原 学
総 務 課 長	中谷 芳浩	ク リ ー ン セ ン タ ー と な み 所 長 (兼)	平木 宏和
南 砺 リ サ イ ク ル セ ン タ ー 所 長	堀川 茂治	水 道 事 業 所 業 務 課 長	金子 武
水 道 事 業 所 工 務 課 長 (兼)	金子 武		

1 職務のため議場に出席した事務局職員

総務課主幹庶務係長 金子 幸弘 総務課主幹企画係長 櫻井 義雄

1 会議の経過

午後 3時34分 開会

○議長（片岸君） ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年8月砺波広域圏事務組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

初めに、報告事項を申し上げます。お手元に配付のとおり

り監査委員から、地方自治法第243条の2第2項による意見について、また、地方自治法第235条の2第3項の規定により実施しました例月出納検査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により実施した資金不足比率の審査の報告をそれぞれ受けておりますので、皆様方には、ご確認をお願い申し上げます。

○議長（片岸君） これより、本日の日程に入ります。

○議長（片岸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

8番 向川 静孝 君

9番 山田 勉 君

を指名いたします。

○議長（片岸君） 次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3 議案第9号から議案第14号まで、令

和 2 年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）外 5 件、並びに報告第 2 号から報告第 3 号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について外 1 件、及び認定第 1 号から認定第 2 号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外 1 件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修 君。

〔管理者 夏野 修 君 登壇〕

○管理者（夏野君） 本日、砺波広域圏事務組合議会 8 月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、国内の新型コロナウイルス感染症の感染状況については、緊急事態宣言の解除前後からしばらくは小康を保っていた感染者数が、富山県においても、7 月 2 日に 4 5 日ぶりとなる感染者が確認されて以降、感染者の確認が続いており、8 月 1 1 日には富山アラートが発令されました。

このように長期化するコロナ禍のなかで、ごみ処理と水道事業、急患センターの運営など感染拡大防止策を同時に進めていく必要があります、構成市はもとより国・県とも十分に連携を図りながら、事業を進めているところであります。

はじめに、提出いたしております令和元年度の一般会計及び水道事業会計の決算の概要について申し上げます。

令和元年度一般会計決算につきましては、歳入総額 1 0 億 7, 3 5 5 万 9 千円、歳出総額 8 億 9, 7 3 2 万円で、実質収支では、1 億 7, 1 8 5 万 9 千円の黒字決算となり

ました。

また、水道事業会計については、損益収支において、
3,777万3千円の黒字決算となりましたが、引き続き経費の節減に努めてまいります。

次に、砺波広域圏事務組合の主な事業の進捗状況等について申し上げます。

初めに、ごみ処理全般について申し上げます。

クリーンセンターとなみ基幹的設備改良工事につきましては、本年1月から2号炉の本格的な改修に取りかかっております。

工事期間中は、片炉運転となり処理能力が半減することから、可燃ごみの一部を富山地区広域圏等に処理委託しているものであります。

また、最終処分場につきましては、昨年度よりクリーンセンターとなみの焼却灰の一部を民間に処理委託することによって、延命化を図っておりますが、次期最終処分場については、新型コロナウイルス感染症の関係で、日程調整が若干遅れておりましたが、先月末より地元説明を再開し、協議をすすめております。

次に、クリーンセンターとなみについて申し上げます。

令和元年度のごみ処理状況につきましては、可燃ごみが
18,174トンと前年度に比較して、10トン増加しております。

今後も、構成市とも協力してより一層の減量化や資源化を図ってまいりたいと考えております。

次に、南砺リサイクルセンターについて申し上げます。

令和元年度のごみ処理状況につきましては、可燃ごみが

6,333トンと前年度に比較して、82トン減少しております。

また、旧の蔵原最終処分場につきましては、覆土工事後の環境調査を発注したところであり、処分場の廃止に向けて着実に整理を進めてまいります。

次に、砺波医療圏急患センターについて申し上げます。

砺波医師会を中心とする管内医療関係者等の協力を得て、内科・小児科の一次救急医療を提供しておりますが、令和元年度の受診者数は内科、小児科を合わせて7,553人となり、前年度より25人増加しております。

また、1診療日当たりの受診者数は、内科が6.8人、小児科が10.3人となっております。

現在は、コロナ禍の影響で受診者数が低迷しておりますが、今後とも、砺波医療圏の一次救急医療機関としての役割を担うとともに、安心して治療が受けられるよう、医療スタッフの確保や施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。

本組合が整備しましたケーブルテレビ施設につきましては、指定管理者のとなみ衛星通信テレビ株式会社に、行政情報の発信や施設の維持管理等を行わせておりますが、今後も安定的な運営を継続するため接続率の向上に努めてまいります。

また、南砺市五箇山地域において、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保や超高精細度映像、いわゆる4K・8K放送の視聴環境を構築するため、総務省の補助事業を活用し昨年度から伝送路等の光ケーブル化を進めてきてお

りますが、今年度は、新たに砺波市内におきまして新型コロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」としてのテレワーク等にも対応するため、総務省及び県補助を活用し、光ケーブル化を行うこととしております。

次に、水道事業について申し上げます。

まず、令和元年度の供給水量につきましては、日平均が前年度より505立方メートル増の27,904立方メートルとなり、基準水量27,000立方メートルに対し、約103.4%の実績となったところであります。

令和元年度の経営状況につきましては、うるう年であったこともあり供給収益が増加したほか、維持管理費等の節減にも努めた結果、損益収支では、3,777万円の黒字となり、前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を加えた累積額が6,847万5千円となったところであります。

なお、剰余金の処分については、資本金への組入れと減債積立金及び建設改良積立金にそれぞれ積み立てる予定としております。

また、本年度の主な工事につきましては、テレメータ親局設備更新工事等を発注しており、今後とも引き続き安全で安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

それでは、これより、本日提出いたしました議案等につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第9号につきましては、令和2年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算として、ケーブルテレビ施設整備事業として砺波市エリアでの光ケーブル化等を行うものであります。

次に、議案第10号につきましては、第9号のケーブルテレビ施設整備事業に要する経費の分担基準を規定により定めるものであります。

次に、議案第11号につきましては、砺波広域圏事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第12号につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例7件を一括して改正する整備条例を制定するものであります。

次に、議案第13号につきましては、有線テレビジョン放送施設条例について、4K視聴の提供のため視聴可能な月額料金額を新たに規定する改正を行うものであります。

次に、議案第14号につきましては、令和元年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て処分するものであります。

次に、報告第2号につきましては、令和元年度一般会計予算のクリーンセンターとなみの基幹設備改良工事の継続費にかかる支出額について支払義務発生額を差し引いた額を翌年度に遡次繰越するものであります。

次に、報告第3号につきましては、令和元年度一般会計予算のうち繰越明許費について、南砺市五箇山地区でのケーブルテレビ光ケーブル化緊急対策事業整備工事に係る予算全額を、翌年度に繰り越しするものであります。

次に、認定第1号及び認定第2号につきましては、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計及び水道事業会計の各決算について、それぞれ法令に基づき、監査委員の意見を

付して議会の認定をお願いするものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明といたします。

何とぞ、ご審議のうえ、可決、承認及び認定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（片岸君） 次に、監査委員から令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計、水道事業会計決算の審査結果報告がございます。

監査委員 山崎 昭夫 君。

〔監査委員 山崎 昭夫 君 登壇〕

- 監査委員（山崎君） 令和元年度の砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算、並びに水道事業会計決算につきましては、去る7月29日に砺波市役所において審査をいたしました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

審査の方法につきましては、それぞれの決算書が、議会で議決された科目毎に適正に執行、かつ表示されているか否かを確認し、予算額・収入済額及び支出済額につきましては、予算書及び証拠書類等に基づいて作成された出納日計簿、収入簿及び支出簿等と計数照合を行っております。

さらに、一般会計につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書の調査を行い、また、水道事業会計につきましては、損益計算書等の財務諸表の調査を行い、いずれの会計も既に実施した例月出納検査の状況を参考にし、関係職員の説明を聴取しながら監査を実施し

たのであります。

最初に、一般会計の状況について申し上げます。

令和元年度の決算額は、

歳入が、 10億7,355万8,632円
歳出は、 8億9,732万 110円で、
差引額は、 1億7,623万8,522円
翌年度への繰越財源は 437万9,270円
実質収支は、 1億7,185万9,252円
となっております。

歳入歳出差引額につきましては、共通的経費と事業の区分毎に明確に処理されております。

決算の概要及び審査の結果につきましては、お手元に配付してあります一般会計決算審査意見書のとおりであります。

一般会計につきましては、前年度に比べて歳入では17.5%の減、歳出では20.7%の減となっております。

これにつきましては、ケーブルテレビ施設整備事業費を繰り越したことにより、歳入、歳出が減少したことが主な要因であります。

次に、歳出の主な増減について申し上げます。

総務費では、会計年度任用職員対応システムの整備、人事給与システム契約満了に伴う更新を実施、また、職員パソコンのリース満了に伴い2台の更新があります。なお、国のケーブルテレビ光ケーブル化緊急対策事業を活用し、南砺市五箇山地域の砺波広域圏事務組合所有の同軸ケーブル伝送路の光ファイバ化を行っていますが、事業費全額を

繰り越ししたため、一般管理費における事業費が減額となっております。

衛生費は、全体的に増額となっております。

このうち保健衛生費では、「砺波医療圏急患センター」の利用者数が、令和元年度は小児科、内科を合せ7,553人で前年度より25人増加しています。今後とも医師の確保や救急患者に対応した運営に努めていただきたいと思います。

次に、清掃事業については、クリーンセンターとなみでは、令和元年度のごみ処理量が、年間21,315トンと、前年度に比べ390トン、率にして、1.9%増加しております。

また、南砺リサイクルセンターにおいては、年間7,065トンと、前年度に比べ79トン、率にして1.1%減少しており、両施設を合計すると前年度に比べ、311トン、率にして1.1%増加しております。

当事務組合において、平成25年度に、向こう15年間のごみ処理の方向性を定めた「ごみ処理基本計画」で、ごみの減量化目標、資源化目標等を定めていることから、この計画に沿って、当事務組合を構成する2市と適切な役割分担を図りながら、着実に各種の施策が実施されるよう望むものであります。

現在、南砺リサイクルセンターに搬入される可燃ごみについては、富山地区広域圏事務組合に、またクリーンセンターとなみに搬入される可燃ごみについては、基幹的設備改良事業による一時休炉に伴い、一部の可燃ごみ処理を富山地区広域圏事務組合及び民間事業者へ委託しております。

クリーンセンターとなみの大規模改修後は、広域圏内の全ての可燃ごみ処理が行われることから、今後も事業の円滑な推進に取り組まれるようお願いいたします。

一般会計については、以上となりますが、今後とも、費用対効果を考慮しつつ、無駄をなくし、効率的に事業を執行するとともに、健全な財政運営に努められるよう強く要望するものであります。

また、基金の運用状況であります。令和元年度末残高は、8億3,361万3千円で、令和元年度中に、構成市への返還金として、167万3千円を取崩しております。

今後も、砺波広域圏の活性化に繋がる事業に基金を有効活用されるよう望みます。

次に、水道事業会計の状況について申し上げます。

決算の概要及び審査の結果につきましては、お手元に配付してあります水道事業会計決算審査意見書のとおりであります。

業務については、安定的に推移しており、供給水量は、日基準水量の27,000立方メートルを904立方メートル上回っております。

また、経営面では純利益が3千7百万円余りであり、その他未処分利益剰余金変動額を加えた利益剰余金は、資本金への組入れや減債積立金と建設改良積立金に積み立てる予定とされております。

令和元年度末の現金・預金及び有価証券の残高は、10億7千万円余に増加しており、この資金については、中長期計画に基づく施設更新事業等の財源として有効に活用されるよう望むものであります。

運営については、引き続き施設のリスクを事前に認識し、適切で効率的な維持管理により、低廉な料金で安全・安心な水道水を今後とも安定的に供給されるよう要望するものであります。

○議長（片岸君） これより日程第4 一般質問、質疑、委員会付託についてに入ります。

これらにつきまして通告はありませんでした。

以上で、通告による質問並びに質疑を終わります。

このほかに改めて質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、一般質問並びに上程全議案に対する質疑を終了いたしました。

○議長（片岸君） ただいま議題となっております議案第9号から議案第14号並びに報告第2号、報告第3号及び認定第1号、認定第2号につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託をいたします。

この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時59分 休憩

午後4時21分 再開

○議長（片岸君） これより、本会議を再開いたします。

日程第 5 議案第 9 号から議案第 14 号まで、令和 2 年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）外 5 件、並びに報告第 2 号から報告第 3 号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について外 1 件、及び認定第 1 号から認定第 2 号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外 1 件についてを議題といたします。

以上の案件につきましては、総務常任委員会に付託してありますので、その審査結果について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山本 善郎 君。

〔総務常任委員長 山本 善郎 君 登壇〕

- 総務常任委員長（山本君） 総務常任委員会の審査結果とその概要について、ご報告申し上げます。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案を審査するため、本日、夏野管理者を初め副管理者、会計管理者、関係所属長等の出席を得て、委員会を開催いたしました。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、

議案第 9 号 令和 2 年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 10 号 令和 2 年度ケーブルテレビ施設整備事業に要する経費の分担基準について

議案第 11 号 砺波広域圏事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第13号 砺波広域圏事務組合有線テレビジョン放送施設条例の一部改正について

議案第14号 令和元年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

報告第2号 令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

認定第1号 令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度砺波広域圏事務組合水道事業会計決算認定について

以上、議案6件、報告2件、認定2件であります。

当局から議案の詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、付託案件につきましては、それぞれ原案のとおり可決、承認、認定することに決したのであります。

なお、質疑、意見等については、十分にご了承のことと存じますので、省略させていただきます。

以上、総務常任委員長の報告といたします。

○議長（片岸君） これより、総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

○議長（片岸君） これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

○議長（片岸君） これより採決に移ります。

まず、議案第9号から議案第10号及び議案第14号、令和2年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第1号）外2件を採決いたします。

お諮りいたします。以上、議案3件に対する総務常任委員長報告は原案のとおり可決であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片岸君） 起立全員であります。よって、議案第9号から議案第10号及び議案第14号の議案3件については、原案のとおり可決されました。

○議長（片岸君） 続きまして、議案第11号から議案第13号まで、砺波広域圏事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について外2件を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する総務常任委員長報告は原案のとおり可決であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片岸君） 起立全員であります。よって、議案第1

1号から議案第13号まで議案3件については、原案のとおり可決されました。

- 議長（片岸君）　続きますして、報告第2号から報告第3号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について外1件の承認を求めることを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり承認であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（片岸君）　起立全員であります。よって報告第2号から報告第3号については、原案のとおり、承認されました。

- 議長（片岸君）　続きますして、認定第1号及び認定第2号について、採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号　令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号　令和元年度砺波広域圏事務組合水道事業会計決算認定について

以上、認定2件に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり認定であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（片岸君）　起立全員であります。よって認定第1号

及び認定第2号の2件については、原案のとおり認定されました。

○議長（片岸君） 次に、日程第6 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしました閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長及び総務常任委員長から申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び総務常任委員長の申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（片岸君） 以上で、本定例会に付議されました全議案を議了いたしました。

副管理者から、ごあいさつがあります。

副管理者 田中 幹夫 君。

〔副管理者 田中 幹夫 君 登壇〕

○副管理者（田中君） 砺波広域圏事務組合議会8月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和2年度一般会計補正予算（第1号）を始めとする諸案件につきまして、可決・承認・認定をいただき、誠にありがとうございました。

一般会計では、昨年度までの南砺市に続き、今年度は砺波市においてもケーブルテレビ施設整備事業としての光ケーブル化を行うこととなりますが、これまでのごみ処理や水道水の供給と同様に、新型コロナウイルス感染症が拡大している今日では、「新しい生活様式」に欠くことのできない重要な基盤でございますので、着実に事業を進めてまいります。

また、クリーンセンターとなみの基幹的設備改良事業は山場を迎えますが、新最終処分場の建設に向けた地元同意への調整を早急に進め、調査に着手するとともに、圏域住民の安全・安心のため、各事業の円滑な推進に努めてまいり所存であります。

議員各位におかれましては、ご健康にご留意され、砺波広域圏発展のために変わらぬご指導を心からお願い申し上げます。閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（片岸君） これをもちまして、令和2年8月砺波広域圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆さんどうもご苦勞様でございました。

午後 4時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年8月19日

議 長

片 岸 博

署名議員

向 川 静 孝

署名議員

山 田 亮